

障害者施設・就労支援・相談支援事業所など、 障害のある方の支援に関わっているみなさまへ

「障害者虐待防止法」（平成24年10月1日）、「障害者差別解消法」（平成28年4月1日）が施行されました。

宮城県障害者虐待に関する調査結果について ≪宮城県の調査結果推移≫

類 型	区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	(件)
障害者福祉施設従事者等 による虐待	相談・通報・届出	58	67	96	129	
	虐待の事実あり	7	7	16	24	

- ❖ 虐待では「知らなかった」「悪意はなかった」「無意識だった」ということは関係ないのです。
- ❖ 虐待が起こる前には、苦情・差別など権利侵害の問題があることも少なくありません。
- ❖ 「あなたのため」「良かれと思って」・・・と『しらずしらず権利侵害』していることがあります。
- ❖ 事業所全体で“より良い関わり”を考え取り組むことが大切です。

「障害者虐待・差別防止」に関する出前講座を県内無料で行っております。

- ◆ 研修テーマは、事業所のみなさんと相談しながら決めております。

お気軽にご相談ください。

- ・虐待や差別という権利侵害に対し権利擁護するという後追いではなく、利用者のあたりまえの権利をふまえた“より良い関わり”に努めるという積極的権利擁護（予防的権利擁護）が大切です。権利侵害をしないではなく、権利侵害に至らないという予防を宮城県で進めていければと思います。

権利擁護の専門職団体と
連携・協力しています。

宮城県障害者
権利擁護センター



宮城県高齢者・障害者
虐待対応専門職チーム



宮城福祉オンズネット
「エール」権利擁護相談員

宮城県障害者権利擁護センター

宮城県障害者差別相談センター

〒981-0935

（宮城県社会福祉士会内）

仙台市青葉区三條町10-19 PROP三條館

TEL 022-727-6101

FAX 022-727-6102

メール kenriyogo@iris.ocn.ne.jp

※受付時間：月～金（午前9時～午後5時）

※土・日・祝日は留守番電話/FAX/メールで受付けてます。

障害者虐待防止法

すべての人に、障害のある人への虐待を禁止しています。

「養護者」「障害者福祉施設従事者等」「使用者」
による次のような行為を、「障害者虐待」と定めています。

このような行為は虐待にあたります（例）

身体的虐待

- ・たたく、殴る、蹴る、つねる
- ・無理やり食事を口に入れる
- ・部屋に閉じ込める
- ・不要な薬をのませる

性的虐待

- ・無理やり服を脱がせる
- ・無理やりキスや身体を触る
- ・わいせつな言葉を言われたり、映像を見せられる

心理的虐待

- ・「バカ」「あほ」と怒鳴る、ののしる
- ・仲間に入れない、子ども扱いする
- ・わざと無視する

放棄・放置 (ネグレクト)

- ・食事を十分に与えない
- ・不潔な住環境で生活させる
- ・必要な医療や福祉サービスを受けさせない

経済的虐待

- ・年金や賃金を渡さない
- ・勝手に財産や預貯金を使う
- ・日常的に必要なお金を与えない

- 「虐待を受けている」という自覚は問いません。
- 「虐待していると」という自覚は問いません。
- 虐待はどこにでも起きる可能性があります。



❖ 虐待を防ぐためにどんなことができますか？

虐待を早期に発見し適切に対応すること、そして、地域全体で障害者虐待に対する意識を深めることが、虐待を防ぐための第一歩です。

● 養護者（ご家族等）の方へ 一人で抱え込んでいませんか？

虐待が起きる背景には、いろいろな事情があります。
「どう対応していいかわからない」「悩みを相談できる人がいない」「経済的に困っている」など、
養護者の方も苦しんでいることが少なくありません。虐待した人を悪者にするのではなく、背景にある問題が解消されるようお手伝いすることが、虐待防止の目的です。
相談・支援をする機関・団体が数多くありますので、無理をせず、相談してください。

● 施設従事者の方へ

利用者は「支援される人」ではなく「権利の主体」であること、施設従事者の役割、障害者虐待について理解を深めるなど、スタッフへの「教育」を繰り返し行っていくことが大切です。

● 使用者（雇用主など）の方へ

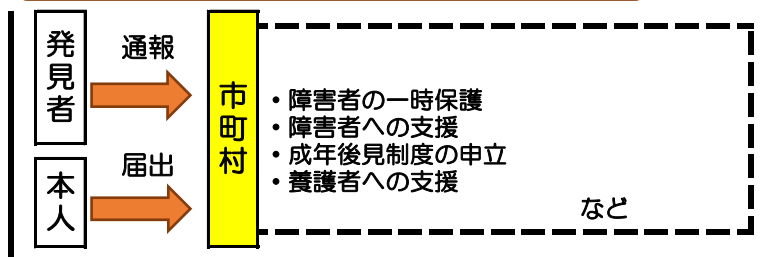
障害者虐待について理解を深めるとともに、「人権」や「障害特性による生活の支障」などを学ぶことも大切です。

虐待では？と思ったら・・・

市町村の窓口にご連絡してください。
あなたの一報が、虐待をなくすことにつながります。

※使用者による虐待の場合は、県も連絡先となります。

① 養護者（家族など）による虐待



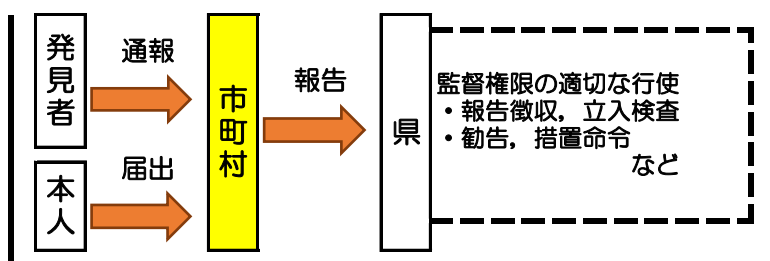
①～③の場合

市町村の障害者虐待 防止センターへ

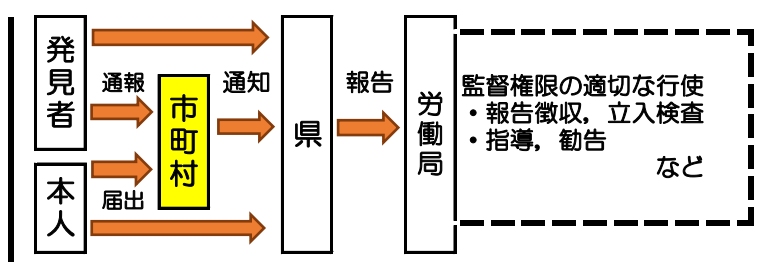
ご連絡してください。

- ・ 家庭での虐待の場合、事実を確認し、必要があれば立入検査や保護などを行います。
- ・ 虐待が起きないように、障害のある人への支援や成年後見の申立、養護者への支援なども行います。
※18歳未満の障害のある人への家庭での虐待の場合
→連絡先は、市町村のこども担当部局や県の児童相談所です。

② 施設従事者による虐待



③ 使用者（雇用主など）による虐待



職場での虐待の場合は、

宮城県障害者権利擁護センター

も連絡先となります。

質問

通報か・・・

質問) 「虐待」かも・・・でも、通報や届け出をしたことを知られたくないんだけどなあ。



- ・ 虐待の通報や届け出をした人の情報は守られます。
- ・ 匿名による通報や相談も可能です。
- ・ 通報を理由とする解雇や、不利益な取り扱いは禁止されています。

障害者差別解消法

宮城県「障害を理由とする差別を解消し障害のある人もない人も共生する社会づくり条例」が施行されました。（令和3年4月1日）

- ※ 宮城県障害を理由とする差別を解消し障害のある人もない人も共生する社会づくり条例ガイドライン <https://www.pref.miyagi.jp/site/syoufuku-top/sabetu.html>
- ※ 障害者差別解消法 福祉事業者向けガイドライン（平成27年11月厚生労働大臣）

本人のことは、本人に聞きながら、よく話し合うことが大切です。

● 『障害のある人』について

身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含みます）、その他の心身の機能の障害がある人で、障害や社会的な障壁によって日常生活や社会生活が困難になっている人です。障害者手帳をもっていない人も含みます。

● 『社会的な障壁』とは？

障害がある人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念 その他一切のものをいいます。

迷惑そうにする、威圧的な態度をとるなど、相手の尊厳や人格を傷つける言動も障壁となります。

● 『合理的配慮』とは？

障害のある人が、困っていることへの配慮を求めたときに、負担になりすぎない範囲で、その人の障害に合った必要な配慮を行うこと。
求められている配慮を行うことが、負担が重すぎる場合は、なぜできないかを丁寧に説明し、別の方法を提案するなど、お互いに話し合いを重ねることが大切です。

障害があるという理由だけで、障害のない人と異なる不利益な取扱いをすること。

法律及び条例で求められているポイント！

		障害者差別解消法	県 条 例
(障害を理由とする) 不当な差別的取扱いの禁止	主 体	行政機関 事業者	何人も
	客 体	障害者	障害のある人及びその家族 他の関係者
合理的配慮 の提供	県	義 務	義 務
	事業者	義 務	義 務
	県 民	規定なし	県及び事業者への協力について 努力義務

相談窓口

◆ お近くの相談窓口：各市町村

◆ 宮城県障害者差別相談センター

電 話：022-727-6101 FAX：022-727-6102

メー ル：kenriyugo@iris.ocn.ne.jp

※ 電話受付時間：月～金（午前9時～午後5時）

※ 土・日・祝日は留守番電話/FAX/メールで受付けております。

※ 障害者差別について一緒に考えてみませんか。

県内 無料で「出前講座」を行っております。